

# 4月から 国民年金制度が変わります

## 【保険料関係】

●国民年金保険料が  
改正されます

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月280円引き上げされ、月額13,860円となります。

国民年金保険料は、平成29年度まで毎年度月額280円引き上げられ最終的に月額16,900円となる予定です。これは、急速な少子高齢化に対応するた

め、年金を支える力と給付のバランスを取る仕組みを導入することにより、極力保険料の上昇を抑え、将来の保険料額を明確としたものです。なお、基礎年金の国庫負担を3分の1から2分の1に引き上げることにより、どの世代でも納付した保険料の1.7倍以上の年金が受け取れる試算となります。

## 【給付関係】

●平成18年度の年金額は

0.3%引き下げとなります

平成17年度の年平均の全国消費者物価指数が対前年マイナス0.3%であったため、平成18年度の年金額は、前年度より0.3%少ない額となります。満額の老齢基礎年金の場合、月額で200円の引き下げとなります。

平成18年4月から新しい年金額となりますので、6月の定期支払（4月および5月分）から年金額が変更となります。

●障害基礎年金と老齢厚生年金等を併せて受給できるようになります  
障害を持ちながら働いたこと

が評価される仕組みとして平成18年度から、65歳以上の方は、障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせについて併せて受給（併給）することができるようになります。

## 【同時に受給できる年金の例】

|               | 厚生年金<br>(共済年金) | 老齢厚生年金<br>(退職共済年金) | 障害厚生年金<br>(障害共済年金) | 遺族厚生年金<br>(遺族共済年金) |
|---------------|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 国民年金          |                |                    |                    |                    |
| 障害基礎年金        |                | ◎                  | ○                  | ◎                  |
| 旧国民年金法による障害年金 |                | ◎                  | ×                  | ◎                  |

○＝現在、同時に受給することができる組み合わせです。ただし、同一の支給事由（傷病）による障害によって、支給する場合に限られます。  
◎＝平成18年度から、同時に受給することができる組み合わせです。  
×＝同時に受給することができない組み合わせです。

## 収入の少ない学生は 学生納付特例制度の手続きを

国民年金の学生納付特例制度は、在学期間中の国民年金の保険料が猶予される制度です。

### ◆対象者

大学（大学院）、短大、高校、専門学校、専修学校および各種学校（修業年限が1年以上の課程に在籍している方）などに在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年所得が118万円以下の方です。夜間部、定時制課程、通信制課程の学生も対象となります。

### ◆申請手続き

申請は毎年必要です。4月以降に、住所地の市町村の国民年金窓口にて『国民年金保険料学生納付特例申請書』を提出してください。

なお、申請が遅れても要件を満たしていれば年度内はさかのぼって承認されますが、障害基礎年金に関しては、申請日より前に生じた事故や病気による障害について、障害基礎年金が受けられない場合がありますので、手続きは早めに済ませましょう。

### ◆手続きに必要なもの

年金手帳または基礎年金番号のわかるもの・学生であることを証明する書類（在学証明書ま

たは学生証のコピー）・印鑑（本人が署名する場合は不要）など。

### ◆承認される期間

一度の申請で承認される期間は、4月（20歳の誕生日）から翌年3月末までです。

### ◆追納ができます

学生納付特例の承認期間は、老齢基礎年金の額の対象となる期間には含まれませんので、10年以内に保険料を追納することをお勧めします（2年以上経過後に追納する場合は、一定の加算額が加わります）。

### （問い合わせ先）

保険年金課年金班

☎6215332

千葉社会保険事務局佐原事務所  
☎04781551661

